

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 予 防 課

重大な消防法令違反对象物に係る実態等の調査の結果について

先般、「重大な消防法令違反对象物に係る実態等の調査について」（平成 27 年 1 月 14 日消防予第 12 号）により実施した調査の結果を別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村における調査結果の詳細等については、必要に応じ各市町村における事務の参考となるよう適切に情報共有いただきますようお願いいたします。

重大違反対象物※1の状況※2(屋内消火栓設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数 ※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率 (%) ※4	(参考)		
			1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	不明 ※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部 が未集計の 消防本部等数	重大違反対象物の一部 が未集計の 消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
北海道	5,142	76 (100.0%)	18 (23.7%)	11 (14.5%)	6 (7.9%)	13 (17.1%)	28 (36.8%)	0 (0.0%)	1.5% -	63 -	2 -	2 -
青森県	1,068	46 (100.0%)	7 (15.2%)	7 (15.2%)	5 (10.9%)	11 (23.9%)	15 (32.6%)	1 (2.2%)	4.3% -	11 -	0 -	5 -
岩手県	1,343	40 (100.0%)	4 (10.0%)	7 (17.5%)	6 (15.0%)	10 (25.0%)	13 (32.5%)	0 (0.0%)	3.0% -	12 -	1 -	3 -
宮城県	1,671	26 (100.0%)	3 (11.5%)	8 (30.8%)	0 (0.0%)	3 (11.5%)	12 (46.2%)	0 (0.0%)	1.6% -	12 -	1 -	3 -
秋田県	1,224	42 (100.0%)	7 (16.7%)	2 (4.8%)	3 (7.1%)	11 (26.2%)	19 (45.2%)	0 (0.0%)	3.4% -	13 -	0 -	2 -
山形県	1,238	33 (100.0%)	3 (9.1%)	8 (24.2%)	6 (18.2%)	8 (24.2%)	8 (24.2%)	0 (0.0%)	2.7% -	12 -	0 -	3 -
福島県	1,685	45 (100.0%)	8 (17.8%)	6 (13.3%)	2 (4.4%)	4 (8.9%)	24 (53.3%)	1 (2.2%)	2.7% -	12 -	0 -	1 -
茨城県	1,764	63 (100.0%)	14 (22.2%)	8 (12.7%)	3 (4.8%)	15 (23.8%)	16 (25.4%)	7 (11.1%)	3.6% -	25 -	3 -	9 -
栃木県	1,624	47 (100.0%)	11 (23.4%)	10 (21.3%)	1 (2.1%)	10 (21.3%)	15 (31.9%)	0 (0.0%)	2.9% -	13 -	0 -	0 -
群馬県	1,680	85 (100.0%)	20 (23.5%)	24 (28.2%)	8 (9.4%)	9 (10.6%)	24 (28.2%)	0 (0.0%)	5.1% -	11 -	0 -	8 -
埼玉県	3,004	44 (100.0%)	8 (18.2%)	8 (18.2%)	10 (22.7%)	6 (13.6%)	10 (22.7%)	2 (4.5%)	1.5% -	28 -	2 -	10 -
千葉県	3,013	38 (100.0%)	1 (2.6%)	6 (15.8%)	4 (10.5%)	1 (2.6%)	20 (52.6%)	6 (15.8%)	1.3% -	31 -	0 -	10 -
東京都	7,378	13 (100.0%)	3 (23.1%)	5 (38.5%)	2 (15.4%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2% -	5 -	0 -	3 -
神奈川県	5,938	34 (100.0%)	12 (35.3%)	8 (23.5%)	1 (2.9%)	4 (11.8%)	8 (23.5%)	1 (2.9%)	0.6% -	25 -	0 -	7 -
新潟県	2,426	39 (100.0%)	7 (17.9%)	6 (15.4%)	4 (10.3%)	7 (17.9%)	14 (35.9%)	1 (2.6%)	1.6% -	19 -	0 -	2 -
富山県	2,134	11 (100.0%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	0.5% -	8 -	0 -	0 -
石川県	1,144	29 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	5 (17.2%)	20 (69.0%)	1 (3.4%)	2.5% -	11 -	0 -	2 -
福井県	871	29 (100.0%)	5 (17.2%)	1 (3.4%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	7 (24.1%)	2 (6.9%)	3.3% -	9 -	0 -	0 -
山梨県	781	55 (100.0%)	9 (16.4%)	14 (25.5%)	3 (5.5%)	3 (5.5%)	26 (47.3%)	0 (0.0%)	7.0% -	10 -	2 -	3 -
長野県	3,550	154 (100.0%)	16 (10.4%)	18 (11.7%)	12 (7.8%)	23 (14.9%)	85 (55.2%)	0 (0.0%)	4.3% -	14 -	0 -	0 -
岐阜県	1,774	69 (100.0%)	6 (8.7%)	9 (13.0%)	5 (7.2%)	13 (18.8%)	36 (52.2%)	0 (0.0%)	3.9% -	22 -	0 -	4 -
静岡県	2,533	85 (100.0%)	14 (16.5%)	12 (14.1%)	4 (4.7%)	24 (28.2%)	31 (36.5%)	0 (0.0%)	3.4% -	25 -	1 -	9 -
愛知県	4,255	250 (100.0%)	39 (15.6%)	78 (31.2%)	27 (10.8%)	40 (16.0%)	31 (12.4%)	35 (14.0%)	5.9% -	36 -	1 -	15 -
三重県	1,359	39 (100.0%)	6 (15.4%)	9 (23.1%)	5 (12.8%)	10 (25.6%)	9 (23.1%)	0 (0.0%)	2.9% -	15 -	1 -	7 -
滋賀県	909	34 (100.0%)	8 (23.5%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	11 (32.4%)	8 (23.5%)	3.7% -	7 -	0 -	3 -
京都府	633	31 (100.0%)	7 (22.6%)	7 (22.6%)	0 (0.0%)	3 (9.7%)	14 (45.2%)	0 (0.0%)	4.9% -	15 -	0 -	5 -
大阪府	5,811	175 (100.0%)	19 (10.9%)	37 (21.1%)	24 (13.7%)	29 (16.6%)	61 (34.9%)	5 (2.9%)	3.0% -	29 -	2 -	13 -
兵庫県	3,700	25 (100.0%)	10 (40.0%)	1 (4.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	6 (24.0%)	4 (16.0%)	0.7% -	24 -	0 -	11 -
奈良県	990	44 (100.0%)	11 (25.0%)	6 (13.6%)	5 (11.4%)	3 (6.8%)	19 (43.2%)	0 (0.0%)	4.4% -	3 -	0 -	1 -

重大違反対象物※1の状況※2(屋内消火栓設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率(%)※4	(参考)		
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部が未集計の消防本部等数	重大違反対象物の一部が未集計の消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
和歌山県	753	8 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	1.1%	19	1	5
鳥取県	631	8 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	3 (37.5%)	1.3%	3	0	1
島根県	705	5 (100.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0.7%	9	1	3
岡山県	1,438	74 (100.0%)	22 (29.7%)	11 (14.9%)	3 (4.1%)	7 (9.5%)	31 (41.9%)	0 (0.0%)	5.1%	14	0	9
広島県	2,341	62 (100.0%)	9 (14.5%)	13 (21.0%)	3 (4.8%)	9 (14.5%)	28 (45.2%)	0 (0.0%)	2.6%	13	0	2
山口県	975	9 (100.0%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0.9%	12	0	3
徳島県	668	32 (100.0%)	2 (6.3%)	4 (12.5%)	4 (12.5%)	10 (31.3%)	12 (37.5%)	0 (0.0%)	4.8%	13	0	0
香川県	926	56 (100.0%)	5 (8.9%)	8 (14.3%)	7 (12.5%)	10 (17.9%)	25 (44.6%)	1 (1.8%)	6.0%	10	0	4
愛媛県	1,269	57 (100.0%)	10 (17.5%)	15 (26.3%)	9 (15.8%)	13 (22.8%)	8 (14.0%)	2 (3.5%)	4.5%	14	0	3
高知県	675	20 (100.0%)	3 (15.0%)	4 (20.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	3.0%	15	0	4
福岡県	3,018	61 (100.0%)	14 (23.0%)	21 (34.4%)	5 (8.2%)	5 (8.2%)	16 (26.2%)	0 (0.0%)	2.0%	25	2	6
佐賀県	776	27 (100.0%)	8 (29.6%)	9 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (11.1%)	7 (25.9%)	0 (0.0%)	3.5%	5	0	1
長崎県	1,272	14 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	3 (21.4%)	4 (28.6%)	5 (35.7%)	0 (0.0%)	1.1%	10	0	2
熊本県	1,569	30 (100.0%)	5 (16.7%)	10 (33.3%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	8 (26.7%)	1 (3.3%)	1.9%	12	1	2
大分県	1,019	4 (100.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0.4%	14	0	6
宮崎県	838	21 (100.0%)	1 (4.8%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	7 (33.3%)	10 (47.6%)	0 (0.0%)	2.5%	16	2	3
鹿児島県	1,194	34 (100.0%)	4 (11.8%)	6 (17.6%)	2 (5.9%)	5 (14.7%)	17 (50.0%)	0 (0.0%)	2.8%	20	1	6
沖縄県	1,002	3 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0.3%	18	3	4
合計	91,711	2,272 (100.0%)	378 (16.6%)	440 (19.4%)	211 (9.3%)	368 (16.2%)	790 (34.8%)	84 (3.7%)	2.5%	762	27	205

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。

(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※

※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注) 重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。

※2 調査基準日は平成26年12月31日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。

※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。

※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合があります。また、消防本部において重大違反対象物として覚知している場合であっても、未集計の場合は含まない(重大違反対象物の全部又は一部が未集計の消防本部がある場合は、今後の集計により「重大違反対象物数」及び「重大違反率」の数値が変化(増加)する可能性がある。))。

※5 平成26年12月31日を基準日とする。

※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があったもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。

※7 「消防本部等」には、消防本部を設置していない町村を含む。

重大違反対象物※1の状況※2(スプリンクラー設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数 ※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率 (%) ※4	(参考)		
			1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	不明 ※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部 が未集計の 消防本部等数	重大違反対象物の一部 が未集計の 消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
北海道	3,714	9 (100.0%)	6 (66.7%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2% -	63 -	2 -	2 -
青森県	1,089	5 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.5% -	11 -	0 -	5 -
岩手県	877	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2% -	12 -	1 -	3 -
宮城県	1,219	6 (100.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.5% -	12 -	1 -	3 -
秋田県	898	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1% -	13 -	0 -	2 -
山形県	713	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0.3% -	12 -	0 -	3 -
福島県	1,083	9 (100.0%)	0 (0.0%)	7 (77.8%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0.8% -	12 -	0 -	1 -
茨城県	1,399	13 (100.0%)	5 (38.5%)	0 (0.0%)	3 (23.1%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	0.9% -	25 -	3 -	9 -
栃木県	1,032	17 (100.0%)	7 (41.2%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.6% -	13 -	0 -	0 -
群馬県	1,467	11 (100.0%)	4 (36.4%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0.7% -	11 -	0 -	8 -
埼玉県	3,016	9 (100.0%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	0.3% -	28 -	2 -	10 -
千葉県	2,694	9 (100.0%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (55.6%)	0.3% -	31 -	0 -	10 -
東京都	5,014	5 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1% -	5 -	0 -	3 -
神奈川県	3,514	8 (100.0%)	4 (50.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	0.2% -	25 -	0 -	7 -
新潟県	1,391	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1% -	19 -	0 -	2 -
富山県	707	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0.0% -	8 -	0 -	0 -
石川県	826	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0.0% -	11 -	0 -	2 -
福井県	459	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0.0% -	9 -	0 -	0 -
山梨県	505	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0.0% -	10 -	2 -	3 -
長野県	1,294	10 (100.0%)	1 (10.0%)	5 (50.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.8% -	14 -	0 -	0 -
岐阜県	1,270	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0.2% -	22 -	0 -	4 -
静岡県	1,913	12 (100.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	0.6% -	25 -	1 -	9 -
愛知県	3,718	28 (100.0%)	12 (42.9%)	9 (32.1%)	2 (7.1%)	2 (7.1%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)	0.8% -	36 -	1 -	15 -
三重県	1,066	6 (100.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0.6% -	15 -	1 -	7 -
滋賀県	643	3 (100.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0.5% -	7 -	0 -	3 -
京都府	487	6 (100.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1.2% -	15 -	0 -	5 -
大阪府	4,142	34 (100.0%)	8 (23.5%)	13 (38.2%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	7 (20.6%)	1 (2.9%)	0.8% -	29 -	2 -	13 -
兵庫県	3,873	2 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1% -	24 -	0 -	11 -
奈良県	712	6 (100.0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0.8% -	3 -	0 -	1 -

重大違反対象物※1の状況※2(スプリンクラー設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率(%)※4	(参考)		
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部が未集計の消防本部等数	重大違反対象物の一部が未集計の消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
和歌山県	757	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1%	19	1	5
鳥取県	432	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	3	0	1
島根県	565	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	9	1	3
岡山県	1,269	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2%	14	0	9
広島県	1,723	9 (100.0%)	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.5%	13	0	2
山口県	1,040	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2%	12	0	3
徳島県	565	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0.5%	13	0	0
香川県	730	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0.5%	10	0	4
愛媛県	999	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0.5%	14	0	3
高知県	542	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.6%	15	0	4
福岡県	2,346	4 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2%	25	2	6
佐賀県	737	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.1%	5	0	1
長崎県	1,083	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	10	0	2
熊本県	1,533	3 (100.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.2%	12	1	2
大分県	1,010	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0.3%	14	0	6
宮崎県	935	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0.1%	16	2	3
鹿児島県	1,456	9 (100.0%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	0.6%	20	1	6
沖縄県	843	9 (100.0%)	4 (44.4%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.1%	18	3	4
合計	69,300	314 (100.0%)	97 (31.0%)	100 (32.0%)	35 (11.1%)	30 (9.6%)	38 (12.1%)	13 (4.3%)	0.5%	762	27	205

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。

(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※

※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注) 重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。

※2 調査基準日は平成26年12月31日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。

※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16項イ)、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。

※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合があります。また、消防本部において重大違反対象物として覚知している場合であっても、未集計の場合は含まない(重大違反対象物の全部又は一部が未集計の消防本部がある場合は、今後の集計により「重大違反対象物数」及び「重大違反率」の数値が変化(増加)する可能性がある。))。

※5 平成26年12月31日を基準日とする。

※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があったもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。

※7 「消防本部等」には、消防本部を設置していない町村を含む。

重大違反対象物※1の状況※2(自動火災報知設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数 ※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率 (%) ※4	(参考)		
			1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	不明 ※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部 が未集計の 消防本部等数	重大違反対象物の一部 が未集計の 消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
北海道	26,512	380 (100.0%)	54 (14.2%)	33 (8.7%)	29 (7.6%)	157 (41.3%)	101 (26.6%)	6 (1.6%)	1.4%	63	2	2
青森県	7,224	342 (100.0%)	36 (10.5%)	22 (6.4%)	35 (10.2%)	161 (47.1%)	87 (25.4%)	1 (0.3%)	4.7%	11	0	5
岩手県	7,629	152 (100.0%)	11 (7.2%)	15 (9.9%)	23 (15.1%)	68 (44.7%)	34 (22.4%)	1 (0.7%)	2.0%	12	1	3
宮城県	10,265	66 (100.0%)	10 (15.2%)	13 (19.7%)	2 (3.0%)	21 (31.8%)	17 (25.8%)	3 (4.5%)	0.6%	12	1	3
秋田県	6,376	195 (100.0%)	11 (5.6%)	23 (11.8%)	22 (11.3%)	77 (39.5%)	62 (31.8%)	0 (0.0%)	3.1%	13	0	2
山形県	6,906	114 (100.0%)	7 (6.1%)	18 (15.8%)	10 (8.8%)	40 (35.1%)	33 (28.9%)	6 (5.3%)	1.7%	12	0	3
福島県	10,250	260 (100.0%)	11 (4.2%)	15 (5.8%)	17 (6.5%)	115 (44.2%)	97 (37.3%)	5 (1.9%)	2.5%	12	0	1
茨城県	11,996	236 (100.0%)	20 (8.5%)	33 (14.0%)	15 (6.4%)	112 (47.5%)	41 (17.4%)	15 (6.4%)	2.0%	25	3	9
栃木県	9,939	209 (100.0%)	41 (19.6%)	18 (8.6%)	7 (3.3%)	55 (26.3%)	67 (32.1%)	21 (10.0%)	2.1%	13	0	0
群馬県	10,771	261 (100.0%)	19 (7.3%)	38 (14.6%)	22 (8.4%)	109 (41.8%)	73 (28.0%)	0 (0.0%)	2.4%	11	0	8
埼玉県	22,980	289 (100.0%)	20 (6.9%)	47 (16.3%)	22 (7.6%)	136 (47.1%)	41 (14.2%)	23 (8.0%)	1.3%	28	2	10
千葉県	20,871	438 (100.0%)	24 (5.5%)	34 (7.8%)	22 (5.0%)	164 (37.4%)	81 (18.5%)	113 (25.8%)	2.1%	31	0	10
東京都	53,674	93 (100.0%)	52 (55.9%)	14 (15.1%)	4 (4.3%)	9 (9.7%)	0 (0.0%)	14 (15.1%)	0.2%	5	0	3
神奈川県	27,492	216 (100.0%)	44 (20.4%)	26 (12.0%)	21 (9.7%)	63 (29.2%)	30 (13.9%)	32 (14.8%)	0.8%	25	0	7
新潟県	13,894	150 (100.0%)	8 (5.3%)	16 (10.7%)	6 (4.0%)	81 (54.0%)	37 (24.7%)	2 (1.3%)	1.1%	19	0	2
富山県	4,842	24 (100.0%)	3 (12.5%)	4 (16.7%)	3 (12.5%)	5 (20.8%)	8 (33.3%)	1 (4.2%)	0.5%	8	0	0
石川県	7,249	185 (100.0%)	15 (8.1%)	31 (16.8%)	9 (4.9%)	78 (42.2%)	45 (24.3%)	7 (3.8%)	2.6%	11	0	2
福井県	5,638	93 (100.0%)	22 (23.7%)	8 (8.6%)	7 (7.5%)	34 (36.6%)	21 (22.6%)	1 (1.1%)	1.6%	9	0	0
山梨県	6,133	148 (100.0%)	2 (1.4%)	6 (4.1%)	7 (4.7%)	74 (50.0%)	54 (36.5%)	5 (3.4%)	2.4%	10	2	3
長野県	17,557	433 (100.0%)	34 (7.9%)	54 (12.5%)	44 (10.2%)	131 (30.3%)	169 (39.0%)	1 (0.2%)	2.5%	14	0	0
岐阜県	11,492	410 (100.0%)	42 (10.2%)	24 (5.9%)	33 (8.0%)	147 (35.9%)	156 (38.0%)	8 (2.0%)	3.6%	22	0	4
静岡県	18,535	345 (100.0%)	44 (12.8%)	41 (11.9%)	29 (8.4%)	105 (30.4%)	125 (36.2%)	1 (0.3%)	1.9%	25	1	9
愛知県	29,407	782 (100.0%)	74 (9.5%)	153 (19.6%)	70 (9.0%)	219 (28.0%)	125 (16.0%)	141 (18.0%)	2.7%	36	1	15
三重県	9,353	227 (100.0%)	13 (5.7%)	14 (6.2%)	19 (8.4%)	153 (67.4%)	23 (10.1%)	5 (2.2%)	2.4%	15	1	7
滋賀県	6,365	123 (100.0%)	8 (6.5%)	10 (8.1%)	10 (8.1%)	40 (32.5%)	23 (18.7%)	32 (26.0%)	1.9%	7	0	3
京都府	4,431	97 (100.0%)	15 (15.5%)	11 (11.3%)	7 (7.2%)	33 (34.0%)	26 (26.8%)	5 (5.2%)	2.2%	15	0	5
大阪府	33,717	585 (100.0%)	103 (17.6%)	73 (12.5%)	49 (8.4%)	176 (30.1%)	130 (22.2%)	54 (9.2%)	1.7%	29	2	13
兵庫県	24,640	128 (100.0%)	25 (19.5%)	11 (8.6%)	7 (5.5%)	25 (19.5%)	32 (25.0%)	28 (21.9%)	0.5%	24	0	11
奈良県	5,784	140 (100.0%)	10 (7.1%)	12 (8.6%)	13 (9.3%)	44 (31.4%)	50 (35.7%)	11 (7.9%)	2.4%	3	0	1

重大違反対象物※1の状況※2(自動火災報知設備/特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数 ※5						重大違反率(%)※4	(参考)		
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		回答消防本部等数	重大違反対象物の全部が未集計の消防本部等数	重大違反対象物の一部が未集計の消防本部等数
A	B	C	D	E	F	G	H	I	(C/B)	J	K	L
和歌山県	5,457	46 (100.0%)	3 (6.5%)	4 (8.7%)	2 (4.3%)	21 (45.7%)	16 (34.8%)	0 (0.0%)	0.8%	19	1	5
鳥取県	3,648	50 (100.0%)	9 (18.0%)	9 (18.0%)	3 (6.0%)	8 (16.0%)	6 (12.0%)	15 (30.0%)	1.4%	3	0	1
島根県	4,545	38 (100.0%)	3 (7.9%)	8 (21.1%)	5 (13.2%)	15 (39.5%)	7 (18.4%)	0 (0.0%)	0.8%	9	1	3
岡山県	8,349	230 (100.0%)	68 (29.6%)	21 (9.1%)	12 (5.2%)	51 (22.2%)	72 (31.3%)	6 (2.6%)	2.8%	14	0	9
広島県	14,257	298 (100.0%)	38 (12.8%)	47 (15.8%)	12 (4.0%)	120 (40.3%)	81 (27.2%)	0 (0.0%)	2.1%	13	0	2
山口県	7,409	66 (100.0%)	7 (10.6%)	12 (18.2%)	4 (6.1%)	19 (28.8%)	18 (27.3%)	6 (9.1%)	0.9%	12	0	3
徳島県	4,631	141 (100.0%)	4 (2.8%)	5 (3.5%)	2 (1.4%)	51 (36.2%)	71 (50.4%)	8 (5.7%)	3.0%	13	0	0
香川県	5,961	297 (100.0%)	15 (5.1%)	14 (4.7%)	19 (6.4%)	130 (43.8%)	107 (36.0%)	12 (4.0%)	5.0%	10	0	4
愛媛県	7,858	318 (100.0%)	26 (8.2%)	31 (9.7%)	34 (10.7%)	160 (50.3%)	54 (17.0%)	13 (4.1%)	4.0%	14	0	3
高知県	3,969	144 (100.0%)	8 (5.6%)	28 (19.4%)	38 (26.4%)	58 (40.3%)	11 (7.6%)	1 (0.7%)	3.6%	15	0	4
福岡県	16,473	223 (100.0%)	26 (11.7%)	40 (17.9%)	21 (9.4%)	78 (35.0%)	54 (24.2%)	4 (1.8%)	1.4%	25	2	6
佐賀県	4,548	138 (100.0%)	22 (15.9%)	16 (11.6%)	12 (8.7%)	61 (44.2%)	16 (11.6%)	11 (8.0%)	3.0%	5	0	1
長崎県	7,802	84 (100.0%)	3 (3.6%)	9 (10.7%)	8 (9.5%)	47 (56.0%)	16 (19.0%)	1 (1.2%)	1.1%	10	0	2
熊本県	10,355	148 (100.0%)	17 (11.5%)	19 (12.8%)	14 (9.5%)	37 (25.0%)	26 (17.6%)	35 (23.6%)	1.4%	12	1	2
大分県	6,748	62 (100.0%)	1 (1.6%)	5 (8.1%)	4 (6.5%)	42 (67.7%)	8 (12.9%)	2 (3.2%)	0.9%	14	0	6
宮崎県	6,277	88 (100.0%)	8 (9.1%)	11 (12.5%)	5 (5.7%)	31 (35.2%)	31 (35.2%)	2 (2.3%)	1.4%	16	2	3
鹿児島県	9,867	210 (100.0%)	23 (11.0%)	22 (10.5%)	9 (4.3%)	99 (47.1%)	52 (24.8%)	5 (2.4%)	2.1%	20	1	6
沖縄県	7,766	74 (100.0%)	42 (56.8%)	15 (20.3%)	1 (1.4%)	6 (8.1%)	5 (6.8%)	5 (6.8%)	1.0%	18	3	4
合計	567,842	9,822 (100.0%)	1,106 (11.3%)	1,138 (11.6%)	773 (7.9%)	3,683 (37.5%)	2,450 (24.9%)	671 (6.8%)	1.7%	762	27	205

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。
(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの
(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※
※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。
注)重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。
※2 調査基準日は平成26年12月31日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。
※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16項イ)、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物をいう。
※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合があります。また、消防本部において重大違反対象物として覚知している場合であっても、未集計の場合は含まない(重大違反対象物の全部又は一部が未集計の消防本部がある場合は、今後の集計により「重大違反対象物数」及び「重大違反率」の数値が変化(増加)する可能性がある。))。
※5 平成26年12月31日を基準日とする。
※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があったもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。
※7 「消防本部等」には、消防本部を設置していない町村を含む。

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

(公印省略)

重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査について（依頼）

消防法令違反の是正については、平成 13 年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機として、立入検査及び措置命令に係る規定が大幅に改正され、各消防本部においては、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の送付について」（平成 14 年 8 月 30 日消防安第 39 号）等を踏まえ、違反是正の徹底を図っていただいているところです。

しかしながら、地域によっては、重大な消防法令違反が長期間改善されない状況が見受けられるなど、防火対象物における消防法令の遵守状況や消防機関による命令の発動件数には地域等により差異がみられるところであり、平成 26 年 3 月 31 日を基準日とする「平成 26 年度防火対象物実態等調査の実施について」（平成 26 年 4 月 28 日付消防予第 183 号）の調査（以下「実態等調査」という。）の結果によれば、特定違反対象物（特定防火対象物のうち延べ面積が 1,500 m²以上のもの又は地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかについて、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたって未設置のもの）は 249 対象あり、そのうちの約 4 割が覚知から 5 年以上経過している状況です。また、初期消火・避難等において特に重要な消防用設備等の違反数（当該設備の設置義務部分の過半にわたり設置され又は維持されていないものとして実態等調査第 01 表(11)、第 02 表(13)、(24)で回答した数値）は、自動火災報知設備に係るものが 34,280 件（うち特定防火対象物は 12,757 件）、スプリンクラー設備に係るものが 334 件（同 293 件）、屋内消火栓設備に係るものが 18,495 件（同 2,323 件）となっている一方で、命令件数は 171 件、警告件数は 1,531 件となっています。

このような状況を踏まえ、今後の違反是正の実効性向上に係る基礎資料とするため、初期消火・避難等において特に重要な消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）に係る消防法令違反の実態等について、下記のとおり調査を行うこととしましたので、御協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 調査対象

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 に掲げる用途に供する防火対象物のうち、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるもの

- (1) これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2) (1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの※
※ 「機能に重大な支障があるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注) 調査対象に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断するものとする。

2 調査基準日

平成 26 年 12 月 31 日

※ 消防本部内で運用している予防業務システムの仕様等により指定した調査基準日での集計ができない場合は、集計可能な任意の時点とする。

3 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁、各指定都市消防本部を含む。）

別紙 1 「調査様式」に、別紙 2 「調査様式入力要領」にしたがって必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

以下ア及びイの様式を、別紙 5 「都道府県回答要領」にしたがって作成し、電子データにより、ウの宛先へ送付願います。

ア 別紙 3 都道府県取りまとめ様式（その 1）対象物一覧

イ 別紙 4 都道府県取りまとめ様式（その 2）消防本部別義務対象物数等一覧

ウ 宛先等

消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係 安田（t2.yasuda@soumu.go.jp）宛

4 留意事項

集計の関係上、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないこと。

5 回答期限

平成 27 年 2 月 6 日（金）

6 その他

(1) 調査の結果は、一覧表の形式（別添イメージ参照）にて都道府県及び消防本部へフィードバックする予定としていること。

(2) 調査対象の防火対象物については、火災危険性が高いものであると考えられることから、重点的に違反を改善させていく必要があり、是正指導に従わない場合は、躊躇することなく、命令等厳格な措置を実施されたいこと。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係 千葉違反処理対策官、桂川係長、安田総務事務官 電 話 : 03-5253-7523 FAX : 03-5253-7533 電子メール : t2.yasuda@soumu.go.jp
--